

訪問看護重要事項説明書

1 サービスの内容

(1) 訪問看護は、病気やケガなどによって家庭療養中の方、或いは寝たきりの方や、寝たきりになる心配のある方に対して、かかりつけの医師の指示のもと看護師又は理学療法士、作業療法士、作業療法士(看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたもので、看護師の代わりに訪問します)が協力し合い、お宅に伺って看護を提供するサービスです。

(2) 介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に沿って他のサービス事業所との連携をもち、協力しながら医療・看護・介護上の支援をします。

(3) 営業日及び営業時間は次の通りです。

平日及び土曜日 午前8時30分～午後5時15分

* 上記時間外及び日曜・祝祭日(8/13～15・12/29～1/3含む)は営業していませんが緊急時は電話相談(転送)が可能です。

(4) 次の日程により訪問看護を提供します。

	曜 日	時 間 帯	内 容
1	曜日	: ~ :	
2	曜日	: ~ :	
3	曜日	: ~ :	

* 他の利用者の病状の変化に伴い、訪問日・訪問時刻を変更する場合、或いは交通事情により訪問時刻が前後する場合がありますので予めご了承下さい。

(5) サービス提供にあたっては、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供し、定期的に主治医に「訪問看護報告書」を提出します。

(6) サービスを提供した際には、予め定められた記録等に必要事項を記入します。また、利用者・ご家族よりのご依頼があれば開示・提供します。

(7) サービス提供時に利用者の病状及び心身の状態の急変が生じた場合には、臨機応変に対応します。

(8) サービス提供地域は、伊勢市・玉城町・度会町・明和町・鳥羽市です。

2 サービス提供責任者等

(1) サービス提供の責任者は次の者です。

サービスについてご相談やご不満のある場合には、下記にご連絡下さい。

氏名： 管理者

連絡先： 0596-20-1151

(2) 訪問看護サービスは、次の者が行ないます。

看護師・理学療法士・作業療法士

3 利用者負担金

(1) 利用者の方から頂く利用者負担金は、介護保険の法定利用料金に基づく金額で、別紙「利用料金表」のとおりです。

(2) 交通費は、事業所の通常のサービス地域を越える場合にのみ必要となります。

(3) 居宅サービス計画を作成しない場合やサービス計画を作成する前にサービスを利用した場合などは「償還払い」になります。一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割又は8割)を請求していただくことになります。

4 キャンセル

利用者の都合で予定されていたサービスをキャンセルする場合は、できるだけ早く、サービス利用の前日までには前記のサービス提供責任者までご連絡下さい。

5 サービス提供の方針

“心をこめて 家庭看護・介護のお手伝い”

6 緊急時及び事故発生時等の対応

緊急時対応及び事故発生時の対応はマニュアルに沿って適切に対応します。

発生した事故等について、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じています。

7 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

8 身体拘束の禁止

- (1) ステーションは、サービスを提供するにあたって、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (2) ステーションは、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします。
- (3) ステーションは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ・身体的拘束等に適正化のための指針を整備します。
 - ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

9 ハラスメント対策

- (1) ステーションは、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。（詳細は別紙『ハラスメントの防止のお願い』をご参照ください。）

10 感染症対策

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じています。

1.1 業務継続計画の策定

感染症、自然災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画の策定及び必要な措置を講じています。

1.2 相談苦情窓口

当事業所相談窓口	電 話 番 号	0 5 9 6 - 2 0 - 1 1 5 1
	ファックス番号	0 5 9 6 - 2 0 - 1 1 5 2
	相 談 責 任 者	管 理 者
	対 応 時 間	午 前 9 時 ～ 午 後 5 時
伊 勢 市 役 所 健康福祉部介護保険課	住所・電話番号	伊勢市岩渕1丁目7-29・0596-21-5560
	対 応 時 間	午 前 9 時 ～ 午 後 5 時
玉 城 町 役 場 保健福祉課地域共生室	住所・電話番号	度会郡玉城町勝田4876-1・0596-58-7373
	対 応 時 間	午 前 8 時 30 分 ～ 午 後 7 時
度 会 町 役 場 長寿福祉課	住所・電話番号	度会郡度会町棚橋1215-1・0596-62-1186
	対 応 時 間	午 前 8 時 30 分 ～ 午 後 5 時 15 分
明 和 町 役 場 健康あゆみ課 介護保険係	住所・電話番号	多気郡明和町馬之上945・0596-63-5461
	対 応 時 間	午 前 8 時 30 分 ～ 午 後 5 時 15 分
鳥 羽 市 役 所 健康福祉課長寿介護係	住所・電話番号	鳥羽市大明東2-5・0599-25-1186
	対 応 時 間	午 前 8 時 30 分 ～ 午 後 5 時 15 分
三重県国民健康保険 団体連合会（国保連）	住 所	三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館
	電 話 番 号	0 5 9 - 2 2 8 - 5 2 8 5
	対 応 時 間	午 前 8 時 30 分 ～ 午 後 5 時

1 3 当法人及び当事業所の概要

名称・法人種別	医療法人社団 高見内科
代表者名	理事長 高見 謙一郎
事業所名	三重県伊勢市岡本1-4-25・0596-28-3931
	高見内科 院長 高見 麻佑子
	三重県伊勢市岡本1-16-31・0596-20-1151
	高見訪問看護ステーション
	(事業所指定番号) 2460890052号 三重県
	三重県伊勢市岡本1-16-31・0596-22-3535
	高見指定居宅介護支援センター

説明確認及び了承書

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 伊勢市岡本1丁目16-31

事業所名 高見訪問看護ステーション

説明者 管理者 印

私は、重要事項説明書により、事業者からの訪問看護についての重要事項の説明を受け、これを了承しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印